

## 御船町バイオマス資源利活用事業に関する調査特別委員会最終報告書

御船町バイオマス資源利活用事業に関する調査特別委員会の委員長といたしまして、調査の概要並びに結果について最終報告を申し上げます。

本委員会は、平成22年4月7日の本会議において、地域バイオマス利活用交付金事業(以下竹バイオマス事業という)が中止となったことについて調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定により設置され、調査を委任されました。

### 第1 調査項目

調査項目については、

- ①役場（執行部）に関すること
- ②御船竹資源開発（株）に関すること
- ③発注された機械等に関すること

の3件を各班に分かれて調査を行ってまいりました。

### 第2 これまでの経緯

平成20年11月11日の臨時議会で竹バイオマス事業が議決された。竹バイオマス事業は、平成22年2月9日をもって国の交付金事業が中止となった。議会は、平成22年2月1日までに、御船竹資源開発(株)（以下竹資源開発(株)という）が自己資金13億円を調達できなければ、補助事業の継続は困難との説明を受けていた。2月3日の全員協議会において竹資源開発(株)が13億円の資金調達ができなかった報告を受けて、竹バイオマス事業に関する調査特別委員会(事務調査)を設置することを合意し、2月25日に特別委員会を設置した。

その後、調査範囲が行政内に限られる事務調査では解明が困難と判断した。また3月31日までに竹資源開発(株)より返還されるとした2億9,279万3,000円が返還できなかったことを受けて、4月7日の議会で御船町バイオマス資源利活用事業に関する調査特別委員会（以下100条委員会という）の設置を議決した。同日、未収入の2億9,279万3,000円を雑入で計上し、国に返還するための補正予算が上程されたが否決された。

調査は、執行部・竹資源開発(株)・発注された機械等と3班に分かれて行った。

また、委員会の開催状況は、27回の委員会を開催し、証人喚問、参考人招致、提出された資料の確認や調査に関する協議等を行った。

### 第3 証人、参考人の出席等について

証人喚問

- 6月8日 〇〇〇〇氏(竹資源開発(株)現社長)
- 6月29日 〇〇〇〇氏(竹資源開発(株)前社長)
- 6月29日 〇〇〇〇氏((株)環境資源開発社長) (欠席)

- 7月6日 〇〇氏((株)環境資源開発社長) (欠席)
- 7月13日 〇〇氏((株)環境資源開発前社長及び、NPO 法人環境資源開発研究所代表)
- 7月13日 〇〇氏 (竹資源開発 (株) 取締役) (欠席)
- 7月20日 〇〇氏 (竹資源開発 (株) 取締役) (欠席)
- 7月27日 〇〇氏 (竹資源開発 (株) 監査役) (欠席)
- 8月17日 〇〇氏((株)環境資源開発社長) (欠席)
- 8月31日 山本孝二氏(御船町長) (欠席)
- 9月21日 山本孝二氏(御船町長)
- 〇〇氏((株)環境資源開発社長)

#### 参考人招致

- 6月21日 野口総務課長(前企画財政課長)  
竹下企画財政課長
- 7月6日 芥川老人ホーム園長 (前企画財政課企業誘致係長) (欠席)  
島田主査 (企画財政課企業誘致係主査) (欠席)
- 7月20日 野口総務課長(前企画財政課長) (欠席)  
竹下企画財政課長 (欠席)

※証人喚問は公開、職員の参考人招致については非公開で行っています。

## 第4 記録、資料の提出について

調査に必要と判断した記録等について、以下のとおり提出を請求及び文書での回答を求めた。

### <100条委員会による記録提出請求先と内容>

#### 御船町

- ①バイオマスタウン構想策定の経緯について
  - ・策定委員会の名簿、議事録
  - ・提出した構想
- ②竹バイオマス事業が行われるようになった経緯
  - ・農水省に提出した竹バイオマス事業計画書の控え
- ③通産省補助、未活用バイオマス等調査事業について
  - ・策定委託業者の決定方法と委託先、委託料
  - ・会議録
  - ・報告書
  - ・竹林台帳
  - ・竹林管理マニュアル
- ④補助金交付に関する経緯について
  - ・日本政策金融公庫から融資が受けられない旨の正式通知書

- ・通知前のやりとりがわかる関係書類
- ・交付金の支出決定に至るまでの関係書類
- ⑤竹バイオマス事業に関する町長及び関係職員出張関係書類
  - ・出張先、用件、協議相手、経費等がわかる関係書類（機械確認等の写真も添付すること）
  - ・関係旅行命令簿
- ⑥事業関係者の住所及び旅費
  - ・事業関係者の住所及び旅費（                      氏 他 4 名）
- ⑦バイオマス調査特別委員会において提出された資料の追加について
  - ・バイオマス利活用事業補助金交付金支払内訳において、領収書のみ添付された支出（14,630,000 円分：（株）ヤスジマ）が証明される資料（銀行振込書等）
- ⑧その他資料
  - ・町長来客名簿
  - ・農林水産省に提出した書類
  - ・（財）聖徳太子会からの 13 億円の融資確約書
  - ・（財）聖徳太子会からの 2 月に 5 億円、3 月に 3 億円、5 月に 5 億円の投資確約書
  - ・日本政策金融公庫から融資を断られた通知書
  - ・                      氏の住所について
  - ・平成 22 年 6 月 21 日（月）に行われた参考人招致において、総務課長野口利昭氏が発言した御船竹資源開発株式会社における自己資金調達についての確約書について
  - ・財団法人聖徳太子会からの 13 億円の融資及び投資確約書

#### 竹資源開発(株)

- ・竹突き板及び竹綿のマーケティング調査
- ・平成 21 年 2 月に日本政策金融公庫から融資を断られてから本日まで、貴社が出向いた融資元と資本参入先(時系列に示すこと)
- ・貴社の資本金が、3,310 万円から 610 万円に減額された時の役員議事録
- ・交付金 292,793,000 円の支払いが明確となる書類
- ・発注機械が明確となる書類(種類、設計上での位置)
- ・工場鉄骨部分については、工場設計図上の位置が明確となる書類
- ・平成 20 年度及び 21 年度決算書
- ・社長交代後の竹資源開発（株）定款
- ・財団法人聖徳太子会からの 13 億円の融資及び投資確約書
- ・熊電施設(株)からの資本金が 300 万円になったことを証明する書類
- ・竹資源開発(株)の貯金通帳

- ・熊電施設(株)が資本金を受け取った時の領収書
- ・資本金が 2,700 万円減っている合法的な証明
- ・御船町から交付された 3 億円の支出が分かる勘定元帳

#### 東亜機工（株）

竹資源開発（株）との取引に関する書類

- ・平成 20 年度、21 年度貴社決算書  
(貸借対照表、損益計算書、財産目録等)

※ただし、貴社決算書において竹資源開発（株）との取引に関することが反映されない場合は、次の書類でも可。

- ・現金出納簿の写し（お金の出し入れが分かる帳票）
- ・銀行通帳の写し

#### (株) 中村建設

竹資源開発（株）との取引に関する書類

- ・平成 20 年度、21 年度貴社決算書  
(貸借対照表、損益計算書、財産目録等)

※ただし、貴社決算書において竹資源開発（株）との取引に関することが反映されない場合は、次の書類でも可。

- ・現金出納簿の写し（お金の出し入れが分かる帳票）
- ・銀行通帳の写し

#### (株) ヤスジマ

竹資源開発（株）との取引に関する書類

- ・平成 20 年度、21 年度貴社決算書  
(貸借対照表、損益計算書、財産目録等)

※ただし、貴社決算書において竹資源開発（株）との取引に関することが反映されない場合は、次の書類でも可。

- ・現金出納簿の写し（お金の出し入れが分かる帳票）
- ・銀行通帳の写し
- ・平成 21 年 7 月 29 日以前の資金の出入れがわかる帳簿の写し
- ・平成 22 年 1 月末日までの当座預金の写し
- ・(株) タイムズコーポレーションの存在と住所、代表者名及び (株) ヤスジマとの関係について

#### 農林水産省九州農政局

平成 22 年 4 月 7 日の議会において山本町長が発言した「利子発生」の問題に関し

て

- ・国と町の話し合いの中で、平成 22 年 4 月 7 日の時点で利子が発生する状況にあったのか。
- ・どの時点から利子が発生するという話合いが行なわれていたのか。

#### 日本政策金融公庫

竹資源開発（株）に対して融資を断られた理由について

- ・平成 20 年 10 月 17 日に設立した竹資源開発（株）から申し出があった、御船町バイオマスタウン構想に基づく竹マテリアル事業にかかる地域バイオマス利活用交付金事業の融資問い合わせに対して、お断わりになった理由について書面でご回答をお願いいたします

#### 宇部テクノエンジ（株）

竹資源開発（株）への出資について

- ・平成 20 年 10 月 27 日付けで御船町より農水省に提出された「地域バイオマス利活用交付金事業実施計画書」の中には、事業主体である竹資源開発（株）への出資者として貴社と代表取締役氏名が記載されています。ところが、平成 20 年 10 月 17 日の会社登記時には、貴社の出資は確認できません。なぜ、出資をとりやめられたのか理由を書面にてご回答下さい。

#### (財) 聖徳太子会

- ・平成 22 年 1 月 13 日全員協議会と 1 月 15 日の臨時議会において、町長は竹資源開発（株）もしくは宏栄産業（株）（代表取締役社長 〇〇〇氏）に対して、(財) 聖徳太子会から 13 億円の融資があると発言をしたことについて。
- ・平成 22 年 2 月 3 日全員協議会において、町長は竹資源開発（株）もしくは宏栄産業（株）（代表取締役社長 〇〇〇氏）に対して、(財) 聖徳太子会から 2 月に 5 億円、3 月に 3 億円、5 月に 5 億円の投資の計画があると発言をしたことについて。
- ・平成 22 年 1 月 15 日の臨時議会において、(財) 聖徳太子会の代表は 〇〇〇氏と発言したことと、その後東京支部の会長と発言していることについて。
- ・平成 22 年東京都千代田区が (財) 聖徳太子会の支部であると発言していることについて。
- ・宏栄産業（株）の代表取締役社長 〇〇〇氏は、平成 22 年 2 月 5 日の全員協議会において 〇〇〇氏は (財) 聖徳太子会との関わりがあり、〇〇〇代表とも面識があると発言していることについて。

〇〇〇氏

- ・宏栄産業（株）への 13 億円の融資について

- ・(財) 聖徳太子会との関わりについて

宏栄産業(株)

- ・(財) 聖徳太子会が宏栄産業(株)に対し、融資及び投資について協議を行ったことについて。

竹資源開発(株) . . . 前代表取締役

証人喚問時において証言した、飲食時における代表取締役交代について、参加者等の回答を求めたが回答は提出されなかった。

現在、同様の文書を再度依頼中。

## 第5 委員派遣

- 8月3日 嘉島町(発注された工場用鉄骨、鉄筋)
- 9月2～3日 大阪府、岐阜県(発注された機械)
- 9月6～7日 秋田県(発注された機械)

## 第6 調査の内容と結果について

100条委員会は、竹バイオマス事業が中止になった原因や背景はどのようなものか、事務の執行が適正に行われていたか、そして今後どのようにすればこのようなことが起こらないような体制を築くことができるのかを調査の目的としている。

なお、調査結果については以下のとおりである。

### (1) 事業の流れ

今回問題となっている国の補助事業は、農水省の「地域バイオマス利活用交付金事業」であるが、この補助事業を受けるためには、バイオマスタウン構想を国に認可され公表する必要があった。バイオマスタウン構想策定については、農水省の別の補助事業(国2分の1)「バイオマス構想策定事業」が活用されている。また、竹林面積を確定するとして「バイオマス等未活用エネルギー事業調査」は、経済産業省の補助事業(国全額)が活用されている。よって、三つの補助事業を合わせて調査した。

### (2) バイオマスタウン構想策定

委託先 NPO 法人鹿児島環境資源ネットワーク

委託料(随意契約) 6,825,000円

平成19年4月に誕生した山本町長のマニフェストの中に「バイオマスタウン構想」が掲げられていた。平成20年1月から3月にかけてバイオマスタウン構想検討委員会が3回開催されている。アドバイザーには、竹資源研究所所長 氏(現竹資源開発(株)社長)がなっている。氏の証言によると「山本町長から話しを聞きたいと連

絡があり、竹事業について説明をしたところ、竹をそういう形で利用できればありがたいので、構想書を立てて欲しいと言われた。検討委員会の専門家( 教授、 教授、 教授)は私( 氏)が紹介した。また、構想書の委託先も紹介した」と話した。当時の担当課長である野口課長は「別役氏が山本町長のマニフェストに関心を持ち、交付率の高い事業で竹を利用して起業したいと考えていることを町長に言われた。交付申請の為にも、構想を立てる必要がある、竹を中心とした構想は他になかったので、随意契約で NPO 法人鹿児島環境資源ネットワークに作っていただいた。」と証言した。山本町長は、「マニフェストにバイオマスタウン構想が掲げられており 氏が会いたいということ由来られた。新しい事業であり竹に詳しい 氏の話聞くことで進めた。」と議会で答弁した。

随意契約書の理由

- ①竹に関する専門的知識知見がある。
- ②竹を有効活用した商品開発、研究及び販売先の確立等で情報入手が可能
- ③事業化による目的会社の選定にあたりメンバーの推奨やアドバイスが可能
- ④町竹振興会メンバーで構成する熊本環境資源ネットワークが同法人と協力関係にあり、竹の伐採、搬出、搬入等の事業化で協力が得られやすい。
- ⑤竹を活用したバイオマスタウン構想で先進地である高知県春野町や山口県宇部市を手掛けている。
- ⑥竹を有効活用したバイオマスタウン構想の構築を目指し活動している。

証拠資料 バイオマスタウン構想検討委員会会議録

バイオマスタウン構想書

構想書随意契約書

氏証人喚問議事録

野口課長参考人議事録

平成 22 年 9 月議会会議録

(3) 竹林調査(御船町バイオマスタウンのエタノール・熱リサイクル事業に資する木質系竹未活用資源の利用可能性調査)

委託先 NPO 法人環境資源開発研究所

委託料 5,871,000 円(経済産業省 100%補助)

<平成 20 年 7 月臨時議会>

竹林調査の補正予算の審議の中で調査目的が質問された。これに対する野口課長の答弁は、「今回、竹に関しましては、統計上、700 から 800 の面積が御船町に存在することになっておりますが、全くそれ以上の調査というのは全体的にやったことは過去ありません。そういったことで、竹に関しましてどれぐらいの面積として存在するのか、あるいはその中で利用できる竹はどれぐらいなのか、ある

いはその質的な問題、あるいは搬入路等の問題で、どれぐらい搬出ができる状況なのかといった、全体的なことを含めまして竹の調査を展開したいと思っております」となっている。

<平成 20 年 10 月 8 日

第一回バイオマス等未活用エネルギー事業調査検討委員会会議録>

検討委員会事務局が「御船町には約 800ha の竹林があると言われていたが、きちんとした数字ではない。バイオマスタウン構想をつくる時も県が所有する中山間地域の航空写真から引き出しているが確たるものがない。本当にどれだけの竹林面積があるのか確定できていないのが現状だ。今回の事業で竹林面積を確定したいと思っている。エタノール事業については、竹林面積の調査をするためこじつけた部分もある」と説明している。

また、副委員長が「竹の伐採、収集、搬送計画調査とあるが、ここにもう一つ貯蔵というか蓄積場の計画が必要ではないか」との意見を言っている。

<平成 20 年 12 月 18 日

第二回バイオマス等未活用エネルギー事業調査検討委員会会議録>

町内 93 箇所、面積にして 300ha を調査した。期間は 11 月 8 日から 12 月 7 日までのうち 21 日間で延べ人数 148 人。

<平成 21 年 2 月 20 日 調査報告書を町に提出>

委託先である NPO 法人環境資源開発研究所の〇〇氏は、「竹林調査は平成 17 年度の航空写真を利用した」と証言した。平成 17 年度の航空写真であれば、バイオマスタウン構想書及び、竹バイオマスの事業計画書と同じ資料を使ったことになる。平成 22 年 9 月議会で、竹下課長は、「調査には、既存の写真を利用した。一筆一筆調査するとなると、地籍調査のように年数がかかる。何年生の竹がどのくらいあるかということは分かった。幹線作業道があるのかの調査がなされている。かなりの成果があっている」と答弁した。

当初説明があっていたような、御船町の竹林面積を確定するということでは、成果があったとは考えにくい。また、竹の伐採、収集、搬送計画調査については、町長の再三に渡る説明の中で「入り口(竹の伐採、収集、搬送)が最大の課題」と出てくるので、この調査で解決したわけではないと思われる。

随意契約の理由

- ①竹に関する専門的知識知見がある。
- ②竹を有効活用した商品開発、研究及び販売先の確立等で情報入手が可能
- ③事業化による目的会社の選定にあたりメンバーの推奨やアドバイスが可能
- ④町竹振興会と連携しており、竹の伐採、搬出、搬入等の事業化で協力が得られやすい。
- ⑤竹を活用したバイオマスタウン構想で先進地である高知県春野町や山口県宇部市



を手掛けている。

⑥竹を有効活用した事業化の構築を目指し活動している。

証拠書類:業務委託を一般競争入札で行わなかった理由書

委託契約書

検討委員会会議録

#### (4) 竹バイオマス事業について

##### ①竹資源開発(株)設立の経緯

会社は、平成20年9月4日に会社定款が作成され、平成20年10月17日に登記されている。

出資したのは、

熊電施設(株)3,000万円

(株)環境資源開発 10万円

〇〇〇〇氏(東亜機工社長)300万円

役員は

代表取締役 〇〇〇〇氏

取締役 〇〇〇〇氏、 〇〇〇〇氏

監査役 〇〇〇〇氏

国に提出された事業計画書の中には、竹資源開発(株)に対する出資者として(株)東亜機工、(株)宇部テクノエンジが記されている。その後、(株)東亜機工は、代表取締役社長が個人名で参入、(株)宇部テクノエンジは出資を取りやめている。出資を止めた理由について、(株)宇部テクノエンジからの回答によると、「同社(竹資源開発(株))の事業計画には当該登記の時点において未だ明確となっていない点があったため、当社の経営判断として、当該登記の時点においては同社への出資を見送ったものであります。」となっている。また、農水省に提出された計画書の中に、出資者として(株)宇部テクノエンジと代表取締役社長 〇〇〇〇 氏の名前が記載されていることについては「当社及び当職は当該名称の計画書を受領しておらず現物を拝見したこともありません。また、当該記載がなされた理由についても承知しておりません。」との回答が来た。

計画書の中にも、また、町長の説明でも「竹資源開発(株)は特定目的会社(SPC)として設立した」となっているが、資産の流動化に関する法律に基づいて設立された法人ではないため、法的にはSPCではない。平成22年3月議会で判明し、その後は、「公的目的のためにできた会社であるから『特定目的会社(SPC)』とした。」と説明している。

証拠資料 竹バイオマス事業計画書  
宇部テクノエンジ(株)からの回答書  
平成 22 年 3 月議会会議録

## ②会社設立

野口課長は、「別役氏は、バイオマスタウン構想を立てられると同時に竹事業計画も考えておられたのではないかと思います。構想が出来上がり、事業計画を出されて専門の会社を立ち上げるということもほとんど別役氏が中心になってやってこられたと思う」と証言した。

氏は、「代議士秘書の 〇〇 氏の紹介があり、熊電の 〇〇 会長、その息子の 〇〇 氏(竹資源開発(株)前社長)、前出の NPO のメンバー(NPO 法人鹿児島環境資源ネットワーク及び NPO 法人環境資源開発研究所)で資金面の話し合いをし、私は出来そうな感覚があったので会社を設立した」と証言した。

一方、前社長の 〇〇 氏は「父が 〇〇 氏と会い、A 氏と会い話(事業及び会社設立)がスタートした。その後、〇〇 氏から「町が参入するけんどがんね?」「面白い話があるけんどがんね?」と説明があつて、次に町長室の隣の会議室で「町も一生懸命やるからやろう」との話を聞いた。私の認識的には 3 セクだと完全に思っていた。町が入るなら間違いないとの思いで、出資を決定し動いた。〇〇 社長が「NPO 関係をやっているのだから社長が出来ない」という事で、出資率も一番大きいので私が代役でやることになった」と証言した。

## ③ 〇〇 氏を中心とする繋がり

竹資源開発(株)は、〇〇 氏を中心とする関係者が重なって関わっている。

バイオマスタウン策定委員会メンバー、バイオマスタウン構想書委託先、バイオマス等未活用エネルギー事業調査委託先、地域バイオマス利活用交付金事業に至るまで関係者が重なっている。

(相関図については別添資料のとおり)

## ④資本金について

資本金が半分でスタートし、その後 610 万円になる。

当初、会社の資本金は 6,600 万円を予定していた。それが、3,310 万円の会社としてスタートしたことが明らかになったのは、平成 21 年 10 月 7 日の全員協議会において議員が「登記上の資本金の額」を質問したことによってである。予定資本の減額の大きな要因は、(株)環境資源開発が 3,000 万円出資予定を 10 万円にしたこと。また、宇部テクノエンジ株式会社が 300 万円の出資を中止したことによる。(株)環境資源開発初代社長 〇〇 氏は「10 万円出資して資本参入することは知っていた。基本的に資本が少ないのでいっぺんに出せないの、10 万円出資した

というのは当然と思っていた。」と答えた。……氏は、「会社設立後、……社長から資本金 3,000 万円の出資希望話があり、私には手持ちがないのでオーナーと話しを進めていた。その後、3 億円、その他自己資金も含めてオーナーに話してきた。オーナーを信じている。」と証言した。

その後、平成 21 年 10 月 7 日の全員協議会において、事業の進捗について説明に来た竹資源開発(株)社長……氏の話の中で、社長が交代したこと(株)熊電施設が資本金を減額したことが明らかとなる。

11 月 16 日の全員協議会において、町長の説明で資本金が 910 万円との報告がある。その後、平成 22 年 1 月 13 日の全員協議会において熊電施設が資本金を 300 万円に減額し、竹資源開発(株)の資本金が 610 万円であることの説明がある。

証拠資料 平成 21 年 10 月 7 日全員協議会議事録  
平成 21 年 11 月 16 日全員協議会議事録  
平成 22 年 1 月 13 日全員協議会議事録  
竹資源開発(株)登記簿

#### ⑤御船町からの補助金について(1回目)

平成 21 年 2 月 10 日に、御船町から竹資源開発(株)に対して 2 億円が支払われた。平成 22 年 9 月会議において、支払われる際にどのような話し合いが行われたのかを木村副町長に尋ねると「現時点では、はっきり覚えていない。知らない」と答えた。竹下課長は「会社から請求が上ってきて、国に請求した。正当な事務の流れだった」と答えた。

#### ⑥日本政策金融公庫からの融資断り

平成 21 年 2 月 16 日に、日本政策金融公庫から融資を断られる

今回の補助事業は 2 分の 1 の補助であるから、国からの交付金 10 億円と同額以上の自己資金がなければ成立しない。竹資源開発(株)は、日本政策金融公庫と肥後銀行に計画書を提出し協議を重ねてきた。

<融資の手続きと結果>

平成 20 年 11 月 6 日 ……氏と芥川係長が日本政策金融公庫に内々に融資相談に出向いている。

同 年 12 月 8 日 ……社長、……氏、芥川係長が事業計画書ほか資料を提出

平成 21 年 1 月 9 日 来庁した肥後銀行に融資の協議、計画書提出  
野口課長と芥川係長対応

平成 21 年 1 月 15 日 日本政策金融公庫から質問事項がファックスにて御船町に送付される

平成 21 年 1 月 22 日 肥後銀行より質問事項  
平成 21 年 1 月 23 日 日本政策金融公庫に出向き回答(一部未回答)  
社長、芥川係長対応  
平成 21 年 1 月 27 日 肥後銀行へ一部回答  
平成 21 年 2 月 16 日 御船町に融資断りの電話連絡あり  
平成 21 年 2 月 18 日 肥後銀行から融資断り

#### ⑦融資断りの理由

##### 芥川係長報告

- ・ 規模の割りには全体事業が大きい
- ・ 事業計画書の妥当性
- ・ 原料調達が必ずできるのか
- ・ 製品が必ずできるのか確信が出来ない
- ・ 販路について建材は現在の経済状況、建築事情から事業計画書のとおり販売できるか難しい
- ・ 竹綿という新しい素材を使用した製品が消費者に受け入れられるか見えない、最終出口が判断できない
- ・ 事業規模に見合う販路があるのか
- ・ のこりの運転資金を調達できるのか
- ・ 公庫として負うリスクが大きい

##### (結論)

- ・ 計画の妥当性に疑問がある
- ・ 再度協議があった場合でも難しい

##### 日本政策金融公庫から 100 条への報告

- ・ 生産・販売面での確実性について不安な要素があり、返済の確実性に懸念があったためお断りせざるを得ないと判断しました。

##### 証拠資料

日本政策金融公庫からの提出書類

役場提出 日本政策金融公庫等融資申し込みについて一式

#### ⑧国への報告書について

国への報告書に自己資金約 3 億円が調達できたかのような記載がある

国への平成 20 年度の実績報告書の中のその他の欄に、交付金と同額の記載がある。自己資金は調達できておらず不透明と思われる。平成 22 年 7 月 23 日に出された監査報告書では、「予定であっても記載することは構わないが、政府系金融公庫の融資

が受けられないことが判明した後であることから、厳正な審査が必要であったと判断される」と記されている。氏は「数字的中身については全然分かりませんので、数字については見ていません。内容的に最終チェックをやったのは、全てを知りうる〇〇さん、〇〇氏は「資金繰りで動いていたので知らない」等と答えた。野口課長は「3月末日の時点で自己資金が入ってこなかった状況において、未収入のままに出来高として農政局へ報告されたということに結果的にはなると思う」と証言した。竹下課長は、「書類上にその他で出ていたとしても、事務の流れの中では帳尻はあっていると理解している。自己資金がないというのは、その時点で農政局も分かっていたと思う」と答えた。町長は、「国から3億円が来ている状況で、検査をして国に報告を出すというのは当たり前。皆さんが理解し難いと思われるのは、明日明日の世界できているから。その当時としては入ると思った。発注業者に支払いをしなければならなかった。実績報告がないとできなかった。特殊の特殊で、スタート時点の甘さは執行部で検証しようと思っている」

証拠書類 〇〇氏証言記録  
〇〇氏証言記録  
野口課長証言記録  
竹下課長証言記録  
役場提出書類  
住民監査請求報告  
平成22年9月議会議事録

#### ⑨減資について

平成21年5月21日に、竹資源開発(株)社長が〇〇氏から〇〇氏に交代している。〇〇氏は「資本金が予定の半分しか集まらなかった時点から社長が出来ないのではと思っていた」と話した。社長交代の時に、「出資した30,000,000円の中から27,000,000万円を引いたが24,000,000万円を現金で受け取った」と証言した。

氏は、「資金繰りで動いていたので、(減資したお金を)どこに振り込んだのか分からない。状況的に詳しくみていなかった」と答えた。

竹資源開発(株)から提出された書類によると、「(株)熊電施設 社長〇〇氏が発行済株の総数540株を代金27,000,000円で売り渡し、御船竹資源開発(株)社長

〇〇氏が買い受けた」となっている。また、平成21年5月25日付けの領収書が提出された。領収書の内容は、(株)熊電施設が、24,000,000円受け取っており、残額が3,000,000円となっている。

証拠書類 〇〇氏証言  
〇〇氏証言  
株式譲渡契約書  
24,000,000万円受領領収書

#### ⑩融資が断られたあとの融資について

野口課長の証言で、日本政策金融公庫から融資を断られた後、2度融資確約書が提出されていることが分かった。提出者は〇〇〇〇氏(会社に10万円出資している(株)環境資源開発の社長)。

一回目は、平成21年3月28日に出されており、「平成21年3月30日(月)にお渡しいたします」と記されている。また、平成21年3月30日から2泊3日で役場担当者が宮崎市に出向いているが、融資の確認はできなかった。そのときを含め計5回宮崎市に出向いている。

二回目の融資確約書が提出されたのは、平成21年4月15日である。同日に役場担当者が宮崎市に出向いている。担当者は、融資が実行されるとした平成21年4月17日まで宮崎市に滞在し確認をしようとしたが、「20日10時に資金を持ってくる」との連絡を受けて帰ってきている。

二度出された融資確約書は、融資の根拠も金額も利率もなく確約書として扱えるか疑問(確約書とはみなされない)。

証拠書類 〇〇〇〇氏提出確約書 2回  
芥川係長旅行復命書 5回

#### ⑪御船町からの補助金について (2回目)

何度も融資断りがあったにも関わらず補助金92,793,000円が会社に支払われる

〇〇〇〇氏から出された融資確約も実行されず、担当者が20日間に5回宮崎市に出向いて融資確認をしているが、それでも融資がない状況の中で会社に補助金が支払われた。竹下企画財政課長は、「5月の終わりになって(竹資源開発(株)から)請求書が出た。6月初旬に資金が入るという確定的な情報もあり、20年度の清算もなされ、請求書も揃い農水省からの交付金が下りたので、出納閉鎖日に交付した」と証言した。町長は「平成20年度を完結する為に必要だった」と答え、副町長は「町長と一緒に」と答えた。6月初旬の融資について、町長は「〇〇〇〇氏からの情報で期待を持ってとらえていたが入らなかった。全てを記憶していない、毎日(融資投資、返還について連絡が)あっている」と答えた。

住民監査請求の報告の中にも「資金の確保について厳正な審査を行えば、交付は回避できたと判断する」と記されているように、行政の判断ミスと考えられる。

証拠書類 竹下課長参考人議事録  
平成22年9月議会議事録  
住民監査請求報告

#### ⑫融資元はオーナー

全員協議会で町長から、また証人喚問で〇〇〇社長から「融資、投資、3億円の返還に関しては〇〇〇氏が窓口」との話しを聞いてきた。証人として出頭した、〇〇〇氏は「私には財力、担保力もない。オーナーと話している。オーナーの名前を出したら、融資が出来ないと約束になっている。」と証言した。

証拠書類 〇〇〇氏証言  
〇〇〇氏証言

#### ⑬(財)聖徳太子会との関係について

融資元とされた(財)聖徳太子会は無関係と思われる。

平成22年1月15日に開催された議会において、13億円の融資元として町長から説明があった(財)聖徳太子会の代表理事からの回答によると、「融資の話し等全く知らない」とのこと。代表と報告があった〇〇〇氏からの回答でも「全く知らない」とのこと。両者とも、融資紹介者である「〇〇〇氏との関係もない」と答えている。

〇〇〇氏へは、会社登記簿上の住所に郵送してもあて先不明で返送してくるし、ホームページ上の会社電話番号に問い合わせても誰も出ない状態。

証拠書類 (財)聖徳太子会からの回答書  
〇〇〇氏からの回答書  
宏栄産業(株) 〇〇〇氏への送付書類

#### ⑭補助金返還の届けについて

3億円の返還に関する遅延届けを社長が知らないと答えている。

平成22年3月31日に町に提出された3億円の返還遅延届け「4月1日の午後5時までにお届けします。」とした文書について、竹資源開発(株)社長 〇〇〇氏は「知らない。〇〇〇(竹資源開発(株)監査役)がやったのかもしれない」と答えた。町長は、「はっきり覚えていない。毎日、『明日入る』が続いているので、その中のひとつであったと思う」と証言した。竹下課長の証言によると、この返還遅延届はまずFAXで届いたとのことだったので、どこからFAXされたのか確認して知らせよう町長に伝えてある。

証拠書類 平成22年3月31日に竹資源開発(株)から提出された遅延届け  
〇〇〇氏証言  
野口課長証言  
竹下課長証言  
山本町長証言

#### ⑮記録の未提出について

100条委員会として5月21日付けで会社に、融資及び資本参入の交渉先、資本金が減額された時の役員会議事録、発注機械が明確となる書類等の提出を求めた。

その後、平成 20 年度及び 21 年度決算書、総勘定元帳、13 億円の融資確約書等の提出を求めたが提出がなく、9 月 14 日に告発をすることを全員協議会で決めた。その日に議会事務局に 〇〇氏から、「9 月 15 日の 11 時半に、関係書類を届ける」との電話連絡が入った。急きょ 9 月 15 日 9 時に議会運営委員会を開き、その後全員協議会を開いて検討した。結果、書類提出を確認して告発をするか決めることになった。13 時 30 分までに届けられなかったため、告発を全員一致で議決した。15 日 14 時 30 分頃に、監査役の 〇〇氏が書類を持参されたが、議会が要請した内容が揃っていないかった。

初代社長 〇〇氏は、会社及び事務所の存在について確認すると、「以前はうちの現在の仮事務所。今はいえませんがあるところで…」と証言した。

平成 22 年 9 月議会で、町長は「登記簿上は、前社長の会社住所になっている。事務所を探されたが、それができず中途半端な状態」と答えた。

証拠書類 〇〇氏証言

平成 22 年 9 月会議議事録

#### ⑩発注先への支払状況

(単位：円)

発注先	発注金額	出来形金額	支払額	支払日
(株) 中村建設	491,400,000	160,000,000	60,000,000	H21.2.10
東亜機工 (株)	569,289,000	271,410,000	80,000,000	H21.2.10
			80,000,000	H21.5.29
(株) ヤスジマ	738,260,250	148,176,400	44,452,920	H21.2.16
			4,170,000	H21.7.25 (領収書のみ)
			13,700,000	H21.7.29
			10,460,000	H22.1.27 (領収書のみ)
合計金額	1,798,949,250	579,586,400	292,782,920	

※出来形金額については、平成 21 年 3 月末の金額です。

#### (5) 町長の議会への説明の問題点

平成 21 年 3 月議会において、町長は行政報告の中で、竹バイオマス事業が予定より遅れていることを報告している。その理由は「農水省のバイオマス利活用交付金決定の遅れや折からの景気後退の経済状況も影響し、全体的に当初スケジュールよりも遅れています。当初計画していた年度内の予算消化が困難だということで一部計画を変更しております。町としても、できる限りの協力を行っていくことにしています」



藤村議員 操業開始は何年何月頃か？竹の伐採搬入に関する地元の組織体制、町に対する利益は。

野口課長 農水省からの交付金の交付決定が遅れてきたということにより、全体的に非常に遅れが生じた。

町長 前向きにどんどん進めております。

池田議員 進捗状況は。

町長 用地取得ができていない。内部の機器に変更が出ていることで、当初より遅れがでてきた。ですが、事業としては今後も進めていくことに変わりはありません。

池田議員 なぜ用地取得ができていないのか。

野口課長 融資部分が若干遅れたということで、県としてもその辺を融資が確定したところで契約をしたいということになっています。今週中には融資が確定するのではないかなと聞いております。

池田議員 普通じゃ考えられない。

#### ○ 21年6月議会

**日本政策金融公庫からの融資が断られていること、補助金を出していることが、一般質問で明らかになる。**

藤村議員 3月議会で、今週中に銀行の融資の問題が解決するという答弁をなさっていますが、どうなったか。

町長 日本政策金融公庫のほうから融資ができないという返事が2月に入ったわけです。ですから、他の金融機関のほうに当たりながら御船竹資源のほうは融資ができたという報告を受け、20年度について今処理をなされているという状況です。

藤村議員 申請をしなおして戻しているのか。

町長 全て支払いは終わっている。

藤村議員 そうすると事業主体が応じなかった場合は、町が最終的には責任持たなんということになるのでしょうか。

町長 未定です。

大きな成果を出すには、大きな犠牲、代償が必要。

#### 平成21年9月議会

**この時点でも、自己資金ができていないことが報告される  
交付金の返還は、国から町に対してなされることを、竹下課長が答弁する。**

#### ○ 日本政策金融公庫融資断り

- ・ H20.11.6 日本政策金融公庫に内々に相談
- ・ 12.8 事業計画書ほか資料提出

- ・ H21.1.9 肥後銀行に融資相談をする
- ・ 1.15 日本政策金融公庫から質問事項がファックスで送付される
- ・ 1.22 肥後銀行より質問事項
- ・ 1.23 出向いて回答
- ・ 1.27 肥後銀行に一部回答
- ・ 2.16 日本政策金融公庫から融資の断りがある

**何度も融資ができたかのような発言がある。**

- ・ H21.10.1(全) 「実は、もう話は融資される方とは、きちんと出すということで話は決まっておりますけれども」(町長)
- ・ H21.10.7(全) 「資金は日本政策銀行から借りるということにしていたけれども、それがだめだったけん、別の個人の投資資本家をお願いして、それができていると。」 「ただ、20年度については個人の投資家、資本家のお金を当てにしているということですよ。」(町長)

「20年度、これはですね、入るのは間違いないと思います。それはもう、向こうからちょっと直接電話がかかかってきたからですね」(町長)

「(日本政策金融公庫から断られてからの融資に関して)宮崎県のほうにそういう理解できる人が、竹事業に理解される方がいらっしゃるということでそちらに当たられたんです。ところがいざ金を出すとすると当然調べるとは当たり前ですよ。でも、そこは半年間ですよ、正式に言うと7ヶ月か8ヶ月、ずっと毎日ですけん。」(町長)

「(融資を断られてから) どういうふうに資金繰りをしていくのか、資金の対応をしていくのかということで、環境資源開発KKという会社から、一応そこが資金の窓口になって、投資関係、いわゆるそのあたりを始めたわけです。一応20年度資金は当然融資をしようということにつながっています。それももう、実は今日、明日の話に実はなっております」(氏)

- ・ H21.11.10(全) 「さんと ;さんという方で農政局と一緒に協議に行きまして、12億円は大丈夫ですよということで、話をされています。問題が自己資金だったんですよ。これは、もう先ほど電話が入って大丈夫ですよということで、これをもとにして事業を展開しようという形になっています。」

- ・ H21.11.16(全) 「 . . . 氏の方から農政局のほうに先週電話を入れられております。約12億円です。1億8,500万円の土地代と、今年度事業の3億円分、そ

れから資本金の 3,000 万円、それにその他については、21 年度、22 年度の事業の自己資金ということで、ただ、やはり額が額だから、それは担保にしながらも、あと残り分については、日本政策金融公庫にお願いしたいと」「この事業については、非常に期待をしていますということで、支店長も言われましたので、このことについて、日本政策金融公庫のほうときちんと話をすればできると。一步手前まで来ています」

氏の証言:日本政策金融公庫には、融資断りの後はあたっていない  
日本政策金融公庫の融資断り:今後協議はない

#### 加算金の問題

平成 22 年 4 月 7 日の議会において、交付金 292,793,000 円を自主返納する補正予算が上程された。行政報告の中で、「町からの自主返還が示されない場合、つまり変換のための補正予算の成立がない場合、自主返還の意思がないものとみなされ、補助金適正化法に基づき、加算金・延滞金、年利 10.95%、4 月 30 日現在の試算で約 3,784 万円となり、返還金と合わせて 3 億 3,063 万 3,000 円が発生する可能性が出てくることになり」という報告があった。また、補正予算上程の説明の時にも、「この補正が組まれなない場合は、先ほどお話ししましたように 3,700 万円ほどの加算金が付くということで、これについては議決していただき…」と説明している。加算金の発生要件を証人として出廷した町長に聞くと「返還命令が出て 20 日以内というのが一つの基準。」と答え、延滞金と勘違いしている。さらに聞くと「(加算金の発生については)確認していない。」と答えた。

九州農政局にこの時の状況を問い合わせたところ、「平成 22 年 4 月 7 日の時点では、国に対して御船町から自主返還を行うとの説明がなされていたため、利子が発生するという状況ではなかった。御船町から自主返還を行うという説明がなされていたため、利子の発生に関する話し合いは行っていない。ただし、一般論として適正化法が適用されれば加算金が発生することもありえるとの説明は行っている。」との回答が来た。

#### (6) 竹バイオマス事業が中止となった原因

①竹資源開発(株)が自己資金を調達できなかった。

日本政策金融公庫から融資が断られたことが一番の要因だが、なぜ融資が断られたのか。

日本政策金融公庫からの回答では、「生産・販売面での確実性について不安な要素があり、返済の確実性に懸念があったため。」とある。

竹資源開発(株)は、10 数億円の融資に対し資本金は 33,100 千円であり、事業資金

のほぼすべてを金融機関からの融資に依存する脆弱な財務体質であったこと、他社からの取引に対する覚書は提出されているが、日付が平成21年10月15日であることから、事業開始当初からマーケティング調査をしたとは言えず、需要と供給のバランスや取引価格など竹の事業自体未知数な部分が多いことなど、融資が断られたであろう理由は推測することができる。

結果として、竹資源開発（株）や事業計画自体に問題があったと言わざるを得ない。

#### ②架空の資金作り、融資・投資話

氏から資金の調達や（財）聖徳太子会からの融資・投資話など竹資源開発（株）の資金をめぐる動きはあったが、現在のところそれにはいたっていない。

結果として、それらの話は全て架空のものと判断せざるを得ない。

### （7）100条委員会としての見解

#### ①バイオマスタウン構想

バイオマスタウン構想検討委員会のメンバーには、保健衛生、福祉、教育、林業、農業、商業、住民と様々の立場の方が入っておられる。委員会では、ごみ問題や子どもたちへの環境教育、農産物の麦、稲わらの問題、荒れた竹林の問題などが話し合われている。検討委員会事務局は第一回目に、「本町は竹資源が多く、この資源を活かした事業を導入していきたい。このことにより地域の活性化、里山の再生につながる」と竹事業推進ととれる発言をしている。

また、バイオマスタウン構想書の随意契約理由書に記されている、NPO 法人鹿児島環境資源ネットワークへの委託理由6項目の5項目は竹に関することであり、1項目は竹事業と推測され、広くバイオマスの活用を意図した計画とは言い難い。

#### ②竹林調査(御船町木質系未活用資源の利用可能性調査)

議会でも、検討委員会でも御船町の竹林面積を確定するとしながら、使用したデータは平成17年度の航空写真であることが分かった。とすれば、現在の御船町の竹林面積が確定できたことにはならない。また、当初計画されていた、竹の伐採、収集、搬送計画についても解決ができておらず、中途半端で終わっている。

この時の契約は一般競争入札ではなく、2団体に仕様書を提示し見積書を提出させ価格の低いほうを契約相手として指名競争入札で行っている。2団体は、NPO 法人鹿児島環境資源ネットワークとNPO 法人環境資源開発研究所である。一般競争入札で行わなかった理由が6つ上げられているが、バイオマスタウン構想書とほぼ同一である。だが、竹林面積を確定する作業であれば、御船町で竹林業を営んでおられる業者もあることから、町内業者の指名競争入札でも可能だったのではないだろうか。

#### ③補助金について

御船町が竹資源開発（株）に補助金として交付した292,793,000円について、御船町

は竹資源開発（株）に対し以下のとおり 2 回補助金を交付している。

①平成 21 年 2 月 10 日（概算払い金：2 億円）

②平成 21 年 5 月 29 日（精算払い金：92,793,000 円）

1 回目の交付については、竹資源開発（株）の事業開始へ向けた取り組みにおける概算払いとして交付されている。つまり、事業が稼動する準備段階での工場建設や機械類の発注などを行っていることに対してのものであり、100 条委員会の調査でもそのことが確認されたため、支出は必然であると考えられる。しかし、資本金が半分しか集まっていないことが判明していたわけであるから自己資金の調達を確認すべきだったとも思われる。

2 回目の交付については、竹資源開発（株）の出来形検査報告書及び御船町から九州農政局長あてに提出した実績報告書により、国から御船町、御船町から竹資源開発（株）に対し交付されている。

出来形検査報告書では、竹資源開発（株）が発注した製品等のその当時の出来形が、実績報告書ではその出来形及び収支や経費などの事業計画の概要が添付されており、事業の進捗状況がうかがえる。

一見、問題がなさそうに見えるが、報告書が提出されたときにはすでに日本政策金融公庫や他の金融機関から融資を断られていたこと、2 度にわたり 〇〇氏から資金調達に関する確約書が町長あて提出されていたにも関わらず、また担当職員が 5 回にわたり宮崎に向き自己資金調達について調査を行っているが、竹資源開発（株）は自己資金を調達できずにいる。

このことは、1/2 以上自己資金を集めることが交付の条件であり、それができていなかったこと、またそれを御船町は知っていたにも関わらず残りの 92,793,000 円を交付したことは重大な過失であり、住民監査請求の報告書にもあったが、このときに厳正な審査を行っていたら 2 度目の交付は回避できたのではないかと 100 条委員会でも判断した。

#### ④行政班の見解

平成 20 年 7 月、役場担当者が竹バイオマス事業に取り組んだ高知県春野町(高知市に合併)に研修に行っている。その報告書に、「〇〇氏の話だけで進めてはいけないとの助言をもらった」と記している。

その後、平成 20 年 10 月 17 日に竹資源開発(株)が目的会社として設立するが、予定資本金の半分しか参入ができていない。日本政策金融公庫から融資断りの要因にも、事業費の割には資本金の少なさが上げられている。しかも、竹資源開発(株)設立当時の役員を務め、現在社長である 〇〇氏が役員を務める(株)環境資源開発からの出資金が 3,000 万円から 10 万円になったことは、この事業を進めるに当たって大きな不安要素を与えていると判断される。また、(株)環境資源開発は、資本金 45 万円で平成 20 年 9 月 25 日に設立された。初代社長の 〇〇氏の証言にもあるように、平成 20 年度は赤字

決算であり主たる事業も行われていないと推測される。この会社から 3,000 万円の出資が見込めるとは難しいと判断すべきであったと思われる。この時、議会に対する説明や相談があれば、竹資源開発(株)の事業計画を受け付けない判断ができたものと思われる。

平成 21 年 5 月 29 日に、竹資源開発(株)に対して交付された 9,279 万 3,000 円については、厳正な審査を行えば回避できたと考える。その状況について議会にも報告はなく最終的には町長の決裁で行われた。

平成 22 年 1 月 15 日の臨時議会において、竹バイオマス事業を第三セクターにする為に、町が 3,000 万円を出資する補正予算が上程された。その時の根拠である自己資金 13 億円の融資元、(財) 聖徳太子会は関りがないと判断する。

#### ⑤会社班の見解

竹資源開発(株)は自己資金を得ることが出来ず、平成 22 年 2 月 9 日に補助事業は頓挫した。用地取得も工場建設も出来ず、住所は登記簿上熊本市内にあるが、事務所、書類、職員、電話もなく閉鎖された状態(監査報告書)。また、証言から役員会の開催も適切に行われていたとは言い難く、国に対する平成 20 年度実績報告書すら状況を把握していない。融資に関しては、明日にでも出来そうな話を幾度となく繰り返している。

氏は、必死で融資活動をしているとしながら、一方では役場担当者が 5 回も宮崎市に出向いた時の状況を聞かれると、「はっきり覚えていない。時期がくるった」「細かいところまでは覚えていませんが…全て 氏経由で投資をするという事になっていました」等、責任のない発言が続いた。

その後、氏の証言では、「私には財力、担保力もない。オーナーと話している。名前を出したら、融資がないとの約束」「命を懸けて 9 月 30 日まで 3 億円を返す」としたが、平成 22 年 9 月 30 日には返還されていない。

補助金 292,793,000 円の返還に関しても、融資話と同じような発言。氏は、平成 22 年 3 月 31 日に出された交付金返還遅延届けについては、「知らない。監査役の 氏が出したのかもしれない」と発言するなど、信用に値する会社とは思えない。

書類の提出も再三求めたが、提出がなされず全員協議会で告発を決めると、同日に「書類を持参する」との電話連絡が議会事務局に入った。ところが、約束の時間も守られず、提出された書類は不揃いで全く信頼に値しない。

#### ⑥機械班の見解

竹資源開発(株)は受注業者 3 社に対し、1,798,949,250 円の発注をしており、出来形は 585,586,400 円となっている。

しかし、支払額は 292,782,920 円となっており不明な点がある。そして、御船町から補助された分のみしか支払われていない。

このことから、竹資源開発(株)は自己資金の調達がなされていなかったことと断定できる。

また、(株)ヤスジマに支払った 72,782,920 円のうち、領収書のみ添付されていた 14,630,000 円については、(株)ヤスジマの回答において、領収書のみ FAX にて (株)ヤスジマから竹資源開発(株)が受領していたことが判明した。(原本については(株)ヤスジマが保管)

このことは、御船町からの補助金の一部が用途不明となっていることと支払の報告について、竹資源開発(株)は御船町及び議会に対し虚偽の報告をしていることになる。

証拠書類 竹資源開発(株)から提出された支払に関する書類  
(株)ヤスジマからの回答

#### ⑦町長の発言について

平成 20 年 11 月 11 日の臨時議会において、竹バイオマス事業が国の補助事業として補正予算が上程された。「国の補助事業で企業誘致であり、町は一切お金を出さなくていい」というのが町長の説明であった。ところが、この時点で竹資源開発(株)は予定資本金の半分しか集めることができていない。その情報が判明したのは、平成 21 年 10 月 7 日の全員協議会において、議員の質問で明らかになる。

また、平成 21 年 2 月 16 日に日本政策金融公庫から融資が断られたことも、直ぐに報告はない。その上、平成 21 年 3 月議会で 2 人の議員が質問をしているが、この時も「融資が遅れている」との説明で、正しい情報を議会に伝えていない。また、その後の融資実行が困難なこと、不確かなことも明らかにされず、平成 21 年 5 月 29 日に清算払いの 92,793,00 円が支払われたが、一切の報告相談はあっていない。日本政策金融公庫から融資が断られたこと、補助金が 2 回に分けて支払われたことは、平成 21 年 6 月議会において議員の一般質問で明らかになる。また、日本政策金融公庫から融資断りのあと、確約書が 2 回出されたことと、担当職員が 20 日間に 5 回も宮崎市へ出向くという職務をさせられたことは、調査の中で判明する。

議会に対するまた、町民に対する説明責任を果たしていない。

今回のように、国の補助事業が中止となった時、国から支払われた交付金の返還について町が責任を負わなければならないことは当初から分かっていたにも関わらず、「未定です。」と答えている。また、特定目的会社(SPC)にしても法的な特定目的会社とは違うことも理解できておらず、加算金についても正確な情報ではなく、議決をする議員に混乱を生じさせるなど、虚偽ともとれる発言が目立つ。

## 第 7 告発

①竹資源開発(株)代表取締役 氏(記録の不提出)

竹資源開発(株)代表取締役 氏に対し、計 5 回記録提出請求書を提出しているが、提出がなされなかった。

そこで、平成 22 年 9 月 9 日に開催された第 23 回 100 条委員会において、告発する旨の議決がなされた。

その後、同月 15 日 11 時ごろに持参するとの連絡があり、100 条委員会として持参を待っていたが、時間に間に合わなかったため、平成 22 年度第 7 回御船町議会定例会（9 月会議）において、告発の議案を提出し議決を得た。

なお、議会中に竹資源開発（株）監査役 氏が請求した記録の一部を持参している。

#### ②環境資源開発（株）代表取締役 氏（虚偽証言）

平成 22 年 9 月 21 日に、環境資源開発（株）代表取締役 氏の証人喚問を実施した。その証言のなかに、御船町が補助金として交付した 2 億 9,279 万 3,000 円の返還について、「命がけでも 9 月までに返還したい。必ずや実行させてもらおう。」と発言していたが、10 月 3 日現在も返還されていなかった。

これを受け、平成 22 年 10 月 4 日に開催された第 26 回 100 条委員会において、虚偽の証言をしたとの結論にいたり、告発する旨の議決がなされた。

なお、今後については、議会定例会に告発の議案を提出し議決を得る必要がある。

### 第 8 調査経費

100 条委員会において費やした経費は平成 22 年 10 月 21 日現在で総額 952,261 円である。

### 第 9 今後の体制づくりについて

今回、議会としてチェック機能が果たせなかった要因のひとつに予算議決後について、議会がチェックできなかったことが上げられる。

今後について、多額の支出を要するとき（ただし、義務的経費は除く）は、本会議や全員協議会において執行部は必ず報告を義務付けるなど新たなルール作りが必要であると判断する。

以上で、100 条委員会の最終報告といたしますが、本年 4 月に設置されて以来、調査期間は約 8 ヶ月にわたり、27 回に及ぶ委員会活動を行ってまいりました。調査項目が、国の交付金事業の中止という非常に難しい項目であり、慎重に審査を重ねてまいりました。

その結果、調査を通じ明らかになった事項、事務の執行など改善すべき事項など今後の課題として残されたものもありました。町長をはじめ執行部がこの報告を受け、再発防止の改善施策を推進し今後の事務の執行を進めることに期待します。

また、議会では、竹資源開発（株）代表取締役 氏及び環境資源開発（株）代表取締役 氏を告発したことにより、今後も 100 条委員会の継続が必要であることを確認しました。そして、委員会の中では様々な意見が交わされましたが、本報告内容については委員全員をもって了承した次第であります。

なお、本委員会の審査内容を、広く町民にお知らせする方法などについては、議長において行うよう要望しておきます。



最後になりましたが、永きにわたり本委員会の調査活動にご協力いただきました委員の皆さまをはじめ、関係各位並びに関係職員の皆さま方に対し、心から厚く感謝申し上げます。

以上、委員長報告といたします

平成 22 年 10 月 25 日

御船町バイオマス資源利活用事業  
に関する調査特別委員会  
委員長 井本 昭 光